

学校いじめ防止基本方針

金蘭千里中学校高等学校

はじめに

本校の教育目標は、建学の精神である【私塾】【道場】【自主独立】【スポーツマンシップの涵養】【自然に接する】の5本の柱に集約されており、その中の【道場】の分野で、「単に知識を習得するだけでなく、生徒が在学期間に己の人格を鍛え直し、より正しくより強い人柄に作り直す」ことを掲げ、人格を高め、より優れた、さらに人権意識の高い生徒の育成を目指している。いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、いじめ防止対策推進法第13条や国のいじめ防止基本方針等を踏まえ、取り組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止対策基本方針」として定め、いじめ問題の克服を目指した取り組みを推進する。

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

I. いじめ防止等のための基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（注1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的（注2）な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

（注1）「一定の人的関係のある者」とは学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を示す。

（注2）「物理的な攻撃」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（大阪府いじめ防止基本方針より）

2. いじめの態様

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あるため、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努める必要がある。

具体的な様態として以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(いじめの防止等のための基本的な方針より)

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要となる。

3. いじめの構造

- いじめは単にいじめられる生徒といじめる生徒の関係だけで捉えることはできない。
- いじめは「観衆」や「傍観者」など、周囲の生徒たちの反応が大きく影響している。

4. いじめに対する基本認識

- ①いじめは、どのクラスでも、どの生徒にも起きうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対許さない学校」をつくる。
- ③いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ④いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑤保護者との関係をつくり、関係機関との連携協力に努める。

(いじめの防止等のための基本的な方針より)

5. いじめ防止のための組織

いじめについて特定の教職員が問題を抱え込まず、スムーズに情報が管理職まで届

き、学校を挙げていじめの防止等に取り組むための組織を設置する。

生徒のいじめにつながる言動、トラブル等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるように、それらの情報を集約する担当を設置し、その担当が中心となって、管理職へ報告を行い、管理職の指揮の下、学校としての対応を行い、いじめ問題の解決を図る。

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成

【平常時】

校長、教頭、生活指導主任、人権教育主任、養護教諭、各学年主任

必要に応じて関係教職員やスクールカウンセラー等の外部の専門家を招聘する。

(生活指導主任・人権教育主任・養護教諭は相談窓口を担当する)

【集約担当】

生活指導主任

【緊急事案発生時】

いじめに関わる情報が報告された場合、「いじめ対応グループ」を招集し、情報の迅速な共有、聞き取り調査等により事実関係の把握、いじめの判断を行い、いじめ事案への対応検討・決定・報告を行う。

構成は校長、教頭、生活指導主任、当該学年団とし、必要に応じて関係教職員やスクールカウンセラー等の外部の専門家を招聘する。

(3) 役割

ア 未然防止に関すること

イ 早期発見に関すること

ウ 事案対処に関すること

エ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組み

6. 取組状況の把握と検証 (P D C A)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、「いじめ対応会議」を、適宜開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

II. いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、HR 活動、

特別活動、学校行事のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては「職員人権研修」でいじめ問題に触れ、意識を高める。生徒に対しては、入学後の説明でカウンセリング室の存在を伝える。また、担任と生徒との面談の機会を設け、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのための第一歩として、第1学年から、集団生活をおこなう中で、生徒の主体的な授業や行事への関わりを促し、集団の中でのコミュニケーション能力やお互いを尊重しあえる能力を育てて行く。その後も6年間を通じ、宿泊を伴う行事、上級生主導で全学年で準備を始める文化祭や体育祭等でその能力やスキルを高めて行く。また、道徳授業でもいじめや人権に関する内容に取り組み、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。
- (3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、(2)で示した行事の中で繰り返し機会を与えて教師も見守って行く。

Ⅲ. 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携して、生徒の些細な変化に気付く能力を高めることが必要である。いじめは大人の目に触れにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持つことが重要である。さらに教員間において、普段から生徒に関する情報交換を行い、細かな生徒の変化を察知できるよう努める。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 日常生活を通しての観察

授業時、休憩時間、放課後の時間など、会話の内容や普段の様子に目を配り、些細

な変化や生徒の表情に気付くことができるように努める。また、悩みを言い出しやすい雰囲気や環境を築くことで、いじめの当事者だけではなく、周囲の生徒からの情報も得ることができ、早期発見に繋がる。

(2) 個人面談を通しての観察

定期的な面談はもとより、生徒が希望した時に面談ができる用意を整えておく。また、その面談の中で生徒の異変に気付くことができるように注意を払う。

(3) 保護者との連携

保護者と連携して生徒を見守る上で、家庭との密な連絡は不可欠である。保護者との信頼関係を築くことを日頃から意識しておく。

(4) 相談窓口

生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、府教育センターをはじめとする外部機関の紹介を定期的に行い、校内では生活指導主任、人権教育主任、養護教諭、学級担任、部活動顧問等が窓口となり「いじめ防止対策委員会」と連携して対応する。

○子どもの悩み相談室（0120-728-525） ○すこやかホットライン（06-6607-7361）

○さわやかホットライン（06-6607-7362） ○すこやか教育相談 24（0570-078-310）

(5) 個人情報

教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、生徒の状況、内容の軽重に応じて対応するが、必要に応じて出身校や外部機関との連携も考えて行く。その場合は「いじめ防止対策委員会」で判断する。

IV. いじめ対応

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階からの確に関わる。いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、また生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や集約担当に報告し、「いじめ対応グループ」が中心となって関係生徒などからの聞き取りを行う。集約担当は管理職に報告し、いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」と情報を共有し、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事態が明確になれば適切なタイミングで被害生徒の保護者へ事情を説明し、今後継続して調査を進める旨を報告する。
- (4) 加害生徒に対しては、被害生徒の主張と照らし合わせて事実確認を行う。また、事情を知っている生徒にも状況を確認するなど、客観的な意見を聞き入れ、判断の材料とする。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. 被害生徒又はその保護者への支援

- (1) 被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (2) 必要に応じて、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。また、今後の見通しを立て、問題解決に向けた方向性を確認し、生徒の安心を図る。

4. 加害生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめたとされる生徒からも事実関係の確認を行い、いじめをやめさせる対応を行う。いじめに関わったとされる生徒からの事実確認にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を確認した後は、迅速に加害生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) 加害生徒への指導に当たっては、個人面談や家庭訪問等、個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対して、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を画面収録・印刷等により保存するとともに、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育の一環として、中学の「公民」「技術・家庭」「道徳」、高校の「公民」「家庭」「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、人権教育部による HR 指導や生活指導部による防犯教室、ICT によるデジタルリテラシー教育などを実施する。

V. 重大事案への対処

1. 重大事案とは

いじめにより生徒の生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合は第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることのないよう対策を講じる事が必要である。

いじめ対策推進法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするた

めの調査を行う重大事案として以下の場合は記されている。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

※相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、
児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、
学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要